

# 産業財産権取得支援補助 申請の手引き



令和6年5月  
千代田区

## 目 次

1	制度の目的	1
2	制度の内容	1
	(1) 産業財産権とは	1
	(2) 補助率・補助金額	1
	(3) 補助対象経費	1
3	制度を利用できる方	2
4	申請に当たっての注意点	3
5	申請手続の流れ	4
	(1) 申請時に必要な書類	4
	(2) 補助金請求時に必要になるもの	5
5	Q & A	5
6	申請書類（例）	7
	第1号様式（第6条関係）	8
	第2号様式（第6条関係）	9
	従業員数確認書類（(1)～(5)のいずれかをご用意ください。）	11
7	申請書一式	15
	第1号様式（第6条関係）	16
	第2号様式（第6条関係）	17

## 1 制度の目的

区では、区内の中小企業者等の新たな開発や事業の創出を支援するため、産業財産権の新規取得に要する費用の一部を補助しています。

## 2 制度の内容

### (1) 産業財産権とは

知的財産権のうち次に掲げるものをいいます。

	名 称	根拠法令
1	特許権	特許法
2	実用新案権	実用新案法
3	意匠権	意匠法
4	商標権	商標法

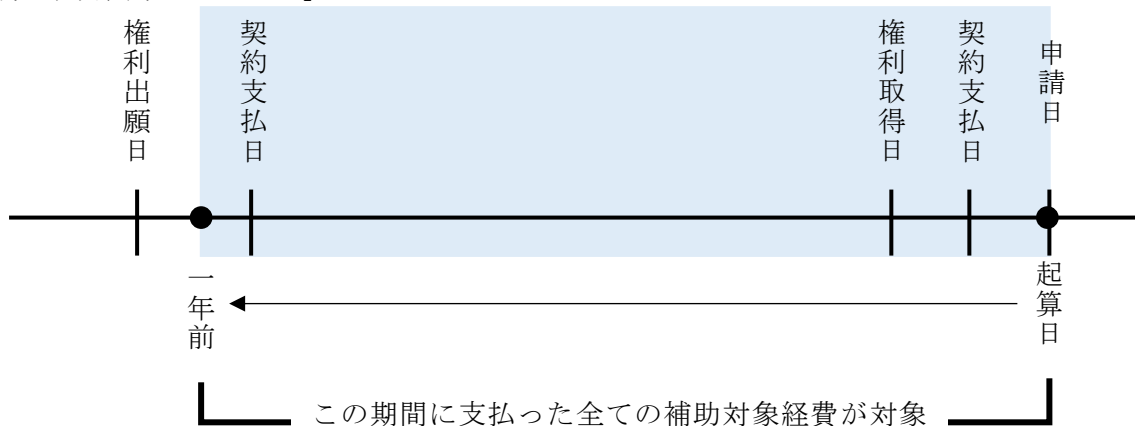
### (2) 補助率・補助金額

補助金額	補助率
最大20万円	2分の1

### (3) 補助対象経費

補助金交付申請日前1年間に支払った産業財産権の新規取得に係る以下の経費が対象です。

#### 【補助対象期間のイメージ】



#### 【経費一覧】

<input checked="" type="checkbox"/>	内 容
<input type="checkbox"/>	出願料
<input type="checkbox"/>	審査請求料
<input type="checkbox"/>	技術評価請求料

<input checked="" type="checkbox"/>	内 容
<input type="checkbox"/>	特許料
<input type="checkbox"/>	登録料
<input type="checkbox"/>	産業財産権取得に際して弁理士又は弁護士に支払う費用
<input type="checkbox"/>	図面作成費
<input type="checkbox"/>	電子化料金

#### (4) 補助対象外となる経費

次に掲げる経費は、補助の対象となりません。

<input checked="" type="checkbox"/>	内 容
<input type="checkbox"/>	既に取得している産業財産権の更新に相当する経費
<input type="checkbox"/>	産業財産権の譲渡・譲受けに相当する経費
<input type="checkbox"/>	外国出願に係る経費
<input type="checkbox"/>	通信運搬に係る経費
<input type="checkbox"/>	振込手数料
<input type="checkbox"/>	消費税

### 3 制度を利用できる方

#### (1) 中小企業者（法人・個人事業主）

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、次の全てに該当するもの。

<input checked="" type="checkbox"/>	内 容
<input type="checkbox"/>	（法人）区内に引き続き1年以上本店登記し、かつ営業実態が同一場所にある。 （個人）区内に主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営む実態がある。
<input type="checkbox"/>	常時使用する従業員※の数が10人以下である。
<input type="checkbox"/>	（法人）法人事業税及び法人都民税を滞納していない。 （個人）個人事業税及び特別区民税・都民税を滞納していない。
<input type="checkbox"/>	会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に定める子会社でない。
<input type="checkbox"/>	産業財産権の出願人である。

※ 常時使用する従業員…労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定による「解雇の予告を必要とする者」をいいます。役員、顧問、経営者、家族従業員、臨時の使用人は含まれません。

イ 次に掲げる法人は、本要綱において補助の対象となる中小企業者に含みません。

<input checked="" type="checkbox"/>	内 容
<input checked="" type="checkbox"/>	医療法人
<input checked="" type="checkbox"/>	学校法人
<input checked="" type="checkbox"/>	宗教法人
<input type="checkbox"/>	社会福祉法人
<input type="checkbox"/>	特定非営利活動法人（NPO法人）
<input type="checkbox"/>	公益財団・社団法人
<input type="checkbox"/>	一般財団・社団法人

(2) 業種別団体・商店会

<input checked="" type="checkbox"/>	内 容
<input type="checkbox"/>	区内に本部又は支部を有している。
<input type="checkbox"/>	区内で引き続き1年以上活動している。
<input type="checkbox"/>	産業財産権の出願人である。

#### 4 申請に当たっての注意点

- (1) 申請は、同一の中小企業者等につき同一年度内に1回限りです。ただし、複数の産業財産権を取得している場合は、その全てを合算し、一度に申請することができます。
- (2) 交付は、1案件につき1回限りです。翌年度以降に同一案件の別の費目について申請することはできません。
- (3) 消費税を補助対象経費に含めることはできません。
- (4) 源泉徴収税額分を補助対象経費に含めることは可能ですが、納付の確認をするため「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（写し）」の提出が必須となります。

(5) 産業財産権の出願人の名義が補助金の申請者と異なる場合は、補助の対象になりません。

【例】株式会社Xの代表取締役 千代田太郎さんは、自身が開発した技術について特許を出願しました。⇒法人の場合は、法人の名義で出願しているものが対象です。

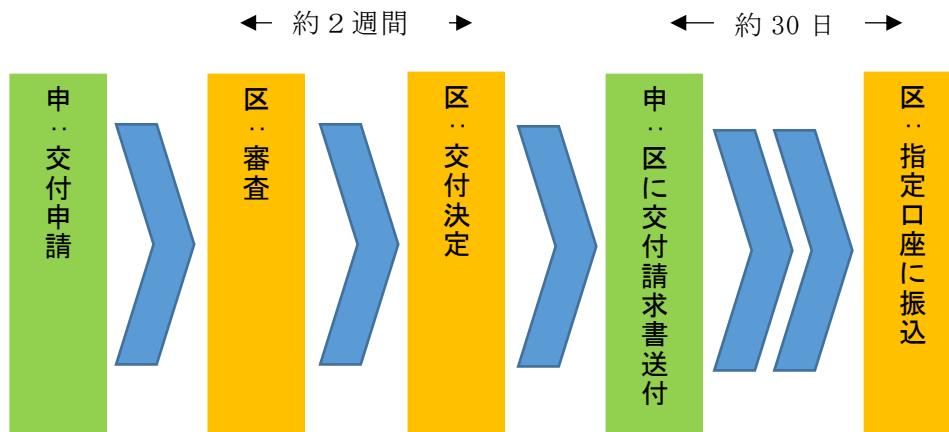
【補助対象となる場合】

【書類名】 特許願  
 ……  
 ……  
 【発明者】  
 【住所又は居所】 千代田区〇〇  
 【氏名又は名称】 千代田 太郎  
 【特許出願人】  
 【識別番号】 012345678  
 【氏名又は名称】 株式会社X

【補助対象とならない場合】

【書類名】 特許願  
 ……  
 ……  
 【発明者】  
 【住所又は居所】 千代田区〇〇  
 【氏名又は名称】 千代田 太郎  
 【特許出願人】  
 【識別番号】 123456789  
 【氏名又は名称】 千代田 太郎

5 申請手続の流れ



【注意点】

- 1 書類に不備がある場合は、上記期間内に審査が完了しないことがあります。
- 2 交付申請時に支払が完了していない費用は、補助の対象となりません。

(1) 申請時に必要な書類

☑	必要書類
☐	補助金交付申請書 (第1号様式)
☐	補助対象経費内訳書 (第2号様式)
☐	(法人の場合) 法人住民税及び法人事業税納税証明書 (都税事務所発行・写し可)

	(個人事業主の場合) 特別区民税・都民税納税証明書(千代田区発行・写し可)及び個人事業税納税証明書(都税事務所発行・写し可)
■	(法人の場合) 履歴事項全部証明書(発行後3か月以内・写し可)
	(個人事業主の場合) 2年分の確定申告書・決算書、開業届など(全て写し)
	(業種別団体・商店会の場合) 団体規約及び会員名簿(写し)
■	特許庁に提出した書類及び特許庁から交付された書類(写し、ex. 特許願、受領書など)
■	弁理士や弁護士との委託契約書(写し)
■	内訳の記載されている請求書及び支払を証する領収書又は振込明細書(写し)
■	労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(写し)
	健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認(申請)書(写し)
	法人事業概況説明書(写し)
	給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(写し) ※1

※このほか、審査の過程で別途書類を提出していただく場合がございます。

※1 源泉徴収税分を補助対象経費に含める場合は提出必須です。

## (2) 補助金請求時に必要になるもの

交付決定後、交付決定通知書とともに補助金請求書を送付します。必要事項を記入の上、同封の返送用封筒でご返送ください。

<input checked="" type="checkbox"/>	必要書類
<input type="checkbox"/>	請求書(第5号様式)

## 5 Q & A

Q1 出願に先立ち、業務を委託した弁理士に委託料を全額前払したのですが、この時点で補助金の交付申請はできますか。

できません。費用を支払うだけでなく出願や登録など、産業財産権の取得に係る実質的な行為が完了しているものが補助の対象となります。

Q2 商標権の譲渡を受けることになりました。弊社としては新規取得となりますが、この手続に係る費用は補助金の対象となりますか。

なりません。取得する産業財産権の初度登録(登録に至らなかった場合を含む。)に関する費用のみ補助の対象となります。

Q 3 同じ年度内に複数回補助を受けることはできますか。

できません。同一年度内につき、1事業者1回限り補助金の交付を受けることができます。なお、1回の申請で複数の案件に係る費用をまとめて申請することができます。

Q 4 以前出願料に係る補助金を受けた案件について、今回登録料を支払いました。補助の対象になりますか。

なりません。一度補助金を交付した案件については、年度が変わっても補助の対象になりません。

Q 5 10年前に法人を立ち上げ、昨年千代田区に移転してきました。商標登録をしたので申請したいのですが、補助の対象となりますか。

区内で引き続き1年以上活動していることが条件です。登記簿の移転登記の日付をご確認の上、移転後1年を超えてから申請してください。

Q 6 補助金の交付を2年連続で受けることはできますか。

補助金の交付を受けようとする産業財産権がそれぞれ異なる場合で、かつ補助要件に合致していれば問題ありません。

Q 7 国際出願を行おうと考えていますが、補助の対象になりますか。

区補助金では補助の対象外です。

東京都知的財産総合センターにおいて、外国・国際出願の助成を行っておりますので、こちらのご利用もご検討ください。

(<https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/index.html>)

Q 8 消費税や源泉徴収税は補助の対象になりますか。

消費税は補助の対象になりません。源泉徴収税分は補助の対象になります。

源泉徴収税分を補助対象に含めて申請する場合は、「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(写し)」の提出が必須となります。

Q 9 委託契約書がないのですが、申請できますか。

包括委任状や弁理士(弁護士)とのやりとりの写し等、委託・受託の関係が分かるものをご提出いただければ申請可能です。



# 6 申請書類（例）

年 月 日

千代田区長様

会社名 千代田株式会社

(法人) 登記されている本店所在地  
(個人事業者) 主たる事業所の所在地

所在地(住所) 千代田区九段南1-1-1

役職・代表者名 代表取締役 九段 南

日中連絡先 03 (1234) 5678

### 千代田区産業財産権取得支援補助金交付申請書

千代田区産業財産権取得支援補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

補助金の額 金 192,000 円

千円未満切捨て

①と②を比較し、いずれか低い額を記入

補助対象経費総額 384,700円 × 1/2 = 192,000円 ……①

補助限度額 内訳表記載の総額 200,000円 ……②

※①（千円未満切り捨て後）と②を比較し、いずれか低い額を補助金の額とする。

- 2 補助申請する区分（該当する□に「レ」を付けてください。

特許権     実用新案権     意匠権     商標権

総額×1/2（補助率）の額  
⇒192,350円  
千円未満切捨て後の額  
⇒192,000円

- 3 会社の内容

資本金又は出資金額	300 万円
常時従業員数	9 人
業種※	学術研究、専門・技術サービス業

※総務省統計局「日本標準産業分類」による大分類を記載する。

### 補助対象経費内訳書

出願料	14,000 円
審査請求料	
技術評価請求料	
特許料	
登録料	
弁理士や弁護士に支払う費用	345,700 円 特許庁に支払った手数料以外を記載（「図面作成費用」を除く。）
図面作成費用	25,000 円 弁護士の請求内訳に「図面」と記載されている場合は、ここに記載
電子化料金	
支出合計額	384,700 円

収 入	
区以外からの助成金等	
そ の 他	

# 御請求書

令和〇年〇〇月〇〇日

千代田株式会社

代表取締役 九段 南 様



千代田国際特許事務所  
弁理士 神田 花子

件名 新規特許出願手続 (1234-567890)

ご請求金額	383,922 円
-------	-----------

## 【内訳】

課税対象額	単 価	数 量	金 額
特許出願基本手数料	180,000	1	180,000
要約書作成料	5,700	1	5,700
電子出願料	8,000	1	8,000
印書代	8,000	19	152,000
函面代	5,000	5	25,000
計			370,700
消費税 (10%)			<del>37,070</del>
合計			<del>407,770</del>
源泉徴収税額 (10.21%)			-37,848

非課税対象額	単 価	数 量	金 額
特許出願料 (印紙代)	14,000	1	14,000
合計			14,000

非課税科目 (印紙代、立替金等と記載されている場合もあります。) は、次の費目に計上します。

- 出願料 (4権共通)
- 審査請求料 (特許権)
- 技術評価請求料 (実用新案権)
- 特許料 (特許権)
- 登録料 (特許権を除く3権)

従業員数確認書類 ((1)~(4)のいずれかをご用意ください。)

(1) 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書  
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業  
(一括有期事業を含む。)

字体 〇 1 2 3 4 5 6 7 8 9  
※封入に当たっての注意事項をよく読んでから記入して下さい。  
〇C R 特への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

下記のとおり申告します。

事業主控

年 月 日

種 別  
3 2 7 0 0

※修正項目番号

※入力決定コード

※各種区分

この欄で従業員数を確認します。

東京労働局  
労働保険特別会計歳入徴収官帳

⑦ 区 分	算定期間 年 月 日 から 年 月 日まで	
	労働保険料	① 保険料・一般拠出金算定基礎額
労災保険分	④ 保険料算定基礎額の払込額	⑤ 保険料率
雇用保険法適用者分	⑥ 概算・増加概算保険料額 (④×⑤)	
高年齢労働者分		
保険料算定対象者分		
一般拠出金 (注1)		

⑧ 区 分	算定期間 年 月 日 から 年 月 日まで	
	労働保険料	① 保険料算定基礎額の払込額
労災保険分	④ 保険料率	⑤ 概算・増加概算保険料額 (④×⑤)
雇用保険法適用者分		
高年齢労働者分		
保険料算定対象者分		

見本

(なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマークの所で折り曲げて下さい。)

(注1) 一般拠出金は特例として、(注2) 石綿による健康被害の救済に関する法律第25条第1項に基づき、労災法第6条第1項第1号から取除く。一般拠出金は、(注3) 延滞の申請時付戻金。

申告書請求保険料額	⑩ 申告書概算保険料額
⑪ 元当額	⑪ 増加概算保険料額 (⑩の(イ) - ⑩)
⑫ 差付額	

⑫ 第1期	(イ) 概算保険料額 (⑩の(イ)・⑩+次期以降の円未満端数)	(ロ) 労働保険料元当額 (⑩の(イ)・労働保険料分のみ)	(ハ) 不足額 (⑫の(ハ))	(ニ) 今期労働保険料 ((イ)-(ロ)又は(イ)+(ハ))	(ホ) 一般拠出金元当額 (⑩の(イ)-(一般拠出金のみ))	(ヘ) 一般拠出金額 (⑫の(ヘ)-⑫の(ホ))	(ト) 今期納付額 ((ニ)+(ヘ))
⑫ 第2期	(イ) 概算保険料額 (⑩の(イ)・⑩)	(ロ) 労働保険料元当額 (⑩の(イ)・⑩の(ロ))	(ハ) 第2期納付額 ((イ)-(ロ))	(ニ) 今期労働保険料 ((イ)-(ロ)又は(イ)+(ハ))	(ホ) 一般拠出金元当額 (⑩の(イ)-(一般拠出金のみ))	(ヘ) 一般拠出金額 (⑫の(ヘ)-⑫の(ホ))	(ト) 今期納付額 ((ニ)+(ヘ))
⑫ 第3期	(イ) 概算保険料額 (⑩の(イ)・⑩)	(ロ) 労働保険料元当額 (⑩の(イ)・⑩の(ロ)・⑩の(リ))	(ハ) 第3期納付額 ((イ)-(ロ)-(ハ))	(ニ) 今期労働保険料 ((イ)-(ロ)又は(イ)+(ハ))	(ホ) 一般拠出金元当額 (⑩の(イ)-(一般拠出金のみ))	(ヘ) 一般拠出金額 (⑫の(ヘ)-⑫の(ホ))	(ト) 今期納付額 ((ニ)+(ヘ))
⑬ 加入している労働保険	(イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険	⑭ 特掲事業	(イ) 該当する (ロ) 該当しない	⑮ 事業又は作業の種類	⑯ 保険関係成立年月日	⑰ 事業廃止等理由	(1) 廃止 (2) 委託 (3) 分割 (4) 労働者なし (5) その他
⑱ 所在地	(イ) 所在地 (ロ) 名称	⑲ 業 主	(イ) 住 所 (住たる事務所のある場所) (ロ) 名 称 (ハ) 氏 名 (法人のときは代表者の氏名)	⑳ 郵便番号	㉑ 電話番号	㉒ 記名押印又は署名	㉓

(2) 健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認(申請)書

平成 年 月 日 申請

健康保険  
厚生年金保険 適用事業所関係事項確認(申請)書

申請者記入欄	1. 申請者	
	事業所整理記号	事業所番号
	事業所名称	
	事業所所在地	
	事業主氏名	印
	電話番号	
	2. 申請事由	
	3. 確認申請事項 (該当事項を○で囲んでください。)	
	ア・新規適用年月日 (イ・被保険者数) ウ・その他 ( )	

社会保険労務士記載欄
印

年金事務所確認欄	平成 年 月 日
	上記適用事業所の確認申請事項について、下記のとおり相違ないことを確認しました。
	年金事務所長 印
	この欄で従業員数を確認します。
	ア・新規適用年月日： 昭和 年 月 / 平成 年 月
	イ・被保険者数： 人
	ウ・その他：

※ 事業主の押印については、署名(自筆)の場合は要しません。  
 ※ 組合管掌事業所の場合は、表題の健康保険を抹消のうえ申請してください。

(3) 法人事業概況説明書

法人事業概況説明書

F B 1 0 0 6

OCR入力用 この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

この用紙はとじ込まないでください



この欄で従業員数を確認します。

法人番号	法人名	電話	支店・店舗数	国内子会社数	外国子会社数	整理番号	税務署 処理欄
専業年度	自平成 至平成	本社ホームページの有無	(1) 支店・店舗数	(2) 国内子会社数	(3) 外国子会社数		
1 事業内容	(1) 業種・子会社の状況 (2) 業種 (3) 業種 (4) 業種 (5) 業種 (6) 業種 (7) 業種 (8) 業種 (9) 業種 (10) 業種 (11) 業種 (12) 業種 (13) 業種 (14) 業種 (15) 業種 (16) 業種 (17) 業種 (18) 業種 (19) 業種 (20) 業種 (21) 業種 (22) 業種 (23) 業種 (24) 業種 (25) 業種 (26) 業種 (27) 業種 (28) 業種 (29) 業種 (30) 業種 (31) 業種 (32) 業種 (33) 業種 (34) 業種 (35) 業種 (36) 業種 (37) 業種 (38) 業種 (39) 業種 (40) 業種 (41) 業種 (42) 業種 (43) 業種 (44) 業種 (45) 業種 (46) 業種 (47) 業種 (48) 業種 (49) 業種 (50) 業種 (51) 業種 (52) 業種 (53) 業種 (54) 業種 (55) 業種 (56) 業種 (57) 業種 (58) 業種 (59) 業種 (60) 業種 (61) 業種 (62) 業種 (63) 業種 (64) 業種 (65) 業種 (66) 業種 (67) 業種 (68) 業種 (69) 業種 (70) 業種 (71) 業種 (72) 業種 (73) 業種 (74) 業種 (75) 業種 (76) 業種 (77) 業種 (78) 業種 (79) 業種 (80) 業種 (81) 業種 (82) 業種 (83) 業種 (84) 業種 (85) 業種 (86) 業種 (87) 業種 (88) 業種 (89) 業種 (90) 業種 (91) 業種 (92) 業種 (93) 業種 (94) 業種 (95) 業種 (96) 業種 (97) 業種 (98) 業種 (99) 業種 (100) 業種						
4 期末従業員数	(1) 常勤従業員	(2) 非常勤従業員	(3) パート従業員	(4) アルバイト従業員	(5) 嘱託従業員	(6) 役員	(7) 役員以外の役員候補者
10 売上	売上(収入)高	売上(収入)原価	売上(収入)粗利益	役員報酬	従業員給料	交際費	減価償却費
10 土曜休日	売上(収入)高	売上(収入)原価	売上(収入)粗利益	役員報酬	従業員給料	交際費	減価償却費
10 単位・千円	売上(収入)高	売上(収入)原価	売上(収入)粗利益	役員報酬	従業員給料	交際費	減価償却費

10土曜休日「1」代表者に対する報酬額の金額の合計は、千円単位で記載してください。

(4) 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書

(第3片)

国税整理 国庫金  
32309

給与所得・退職所得等の  
所得税徴収高計算書(号)

見 本

(電話番号)

住所  
(所在地)  
氏名  
(名称)

区分	年度	月	日	支	付	金額	延滞	税	合計
俸給・給料等									
賞与(賞与を除く)									
日雇労働者の賃金									
退職手当等									
税理士等の報酬									
役員賞与									
以上の支払									
確定年									

この欄で従業員数を確認します。

この欄で源泉徴収税の納付を確認します。

納期等の区分  
平成 年 月

支払分派票所得税  
及び繰越特別所得税

証券受領  
印出

年未調整による不足税額  
年未調整による超過税額

本 延滞 税

合計額

左記の合計額を記載しました。

◎ 日本銀行(本店・支店・代理店・蔵入代理店(郵便局を含む。))又は税務署の領収日付印が押されているかお確かめください。



# 7 申請書一式

令和 年 月 日

千代田区長様

会社名 \_\_\_\_\_

所在地（住所） \_\_\_\_\_

役職・代表者名 \_\_\_\_\_

日中連絡先 （ ）

### 千代田区産業財産権取得支援補助金交付申請書

千代田区産業財産権取得支援補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

#### 記

- 1 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

補助金の額 金 \_\_\_\_\_ 円

補助対象経費総額 \_\_\_\_\_ 円×1/2= \_\_\_\_\_ 円・・・①

補助限度額 \_\_\_\_\_ 200,000円・・・②

※①（千円未満切り捨て後）と②を比較し、いずれか低い額を補助金の額とする。

- 2 補助申請する区分（該当する□に「レ」を付けてください。）

特許権    実用新案権    意匠権    商標権

- 3 会社の内容

資本金又は出資金額	万円
常時従業員数	人
業 種※	

※総務省統計局「日本標準産業分類」による大分類を記載する。

### 補助対象経費内訳書

出願料	
審査請求料	
技術評価請求料	
特許料	
登録料	
弁理士や弁護士に支払う費用	
図面作成費用	
電子化料金	
支出合計額	

収 入	
区以外からの助成金等	
そ の 他	

令和6年5月

編集・発行：千代田区地域振興部商工観光課

〒102-0074

千代田区九段南 1-6-17 千代田会館 8階

電 話 03-5211-4185

F A X 03-3261-5908

E-mail [shoukoukankou@city.chiyoda.lg.jp](mailto:shoukoukankou@city.chiyoda.lg.jp)